

和歌山地方最低賃金審議会（第5回）資料目次

- 1 和歌山県の最低賃金額の推移
- 2 最低賃金の改定状況
- 3 令和5年度 地域別最低賃金 答申状況
- 4 令和5年度 和歌山地方最低賃金審議会 審議経過
- 5 厚生労働省 賃金引き上げ特設ページ
- 6 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- 7 特定最低賃金の改正等に関する意向表明書

別添 日本標準産業分類関係資料

和歌山県の最低賃金額の推移

和歌山県最低賃金				和歌山県鉄鋼業最低賃金			和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金		
発効年度	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日
昭和47年	1,060	133	48. 1. 20 和歌山市以外 48. 3. 1						
昭和48年	1,250	157	49. 3. 30						
昭和49年	1,640	205	50. 2. 27						
昭和50年	1,896	237	51. 2. 27						
昭和51年	2,080	260	51. 11. 13						
昭和52年	2,281	286	52. 10. 31						
昭和53年	2,426	304	53. 10. 9						
昭和54年	2,576	322	54. 10. 6						
昭和55年	2,755	345	55. 10. 18						
昭和56年	2,930	367	56. 10. 10						
昭和57年	3,087	386	57. 10. 6						
昭和58年	3,185	399	58. 10. 6						
昭和59年	3,283	411	59. 10. 5						
昭和60年	3,401	426	60. 10. 3						
昭和61年	3,503	438	61. 10. 1						
昭和62年	3,580	448	62. 10. 1						
昭和63年	3,687	461	63. 10. 1						
平成元年	3,837	480	1. 10. 1	4,327	541	2. 3. 25			
平成2年	4,022	503	2. 10. 1	4,565	571	2. 12. 26	4,192	524	2. 5. 19
平成3年	4,218	528	3. 10. 1	4,839	605	3. 12. 30	4,424	553	3. 3. 16
平成4年	4,394	550	4. 10. 1	5,054	632	4. 12. 30	4,674	585	3. 12. 30
平成5年	4,529	569	5. 10. 1	5,214	652	5. 12. 30	4,880	610	4. 12. 30
平成6年	4,637	582	6. 10. 1	5,348	669	6. 12. 30	5,040	630	5. 12. 30
平成7年	4,743	594	7. 10. 1	5,470	683	7. 12. 30	5,168	647	6. 12. 30
平成8年	4,842	606	8. 10. 1	5,470	683	7. 12. 30	5,280	661	7. 12. 30
平成9年	4,842	606	8. 10. 1	5,584	697	8. 12. 30	5,399	676	8. 12. 30
平成10年	4,948	619	9. 10. 1	5,706	712	9. 12. 30	5,519	691	9. 12. 30
平成11年	5,037	630	10. 10. 1	5,800	725	10. 12. 30	5,613	704	10. 12. 30
平成12年	5,082	635	11. 10. 1	5,850	732	11. 12. 30	5,663	710	11. 12. 30
平成13年	5,122	641	12. 10. 1	5,896	738	12. 12. 30	5,707	716	12. 12. 30
平成14年	5,157	645	13. 10. 1	5,931	742	13. 12. 30	5,742	720	13. 12. 30
平成15年		645	14. 10. 1	5,937	743	14. 12. 30		721	14. 12. 30
平成16年		645	14. 10. 1		744	15. 12. 30		721	14. 12. 30
平成17年		645	14. 10. 1		747	16. 12. 30		721	14. 12. 30
平成18年		649	17. 10. 1		752	17. 12. 30		723	17. 12. 30
平成19年		652	18. 10. 1		757	18. 12. 30		727	18. 12. 30
平成20年		662	19. 10. 20		769	19. 12. 30		732	19. 12. 30
平成21年		673	20. 10. 31		782	20. 12. 30		738	20. 12. 30
平成22年		674	21. 10. 31		785	21. 12. 30		739	21. 12. 30
平成23年		684	22. 10. 29		793	22. 12. 30		741	22. 12. 30
平成24年		685	23. 10. 13		799	23. 12. 30		743	24. 1. 6
平成25年		690	24. 10. 1		805	24. 12. 30		747	24. 12. 30
平成26年		701	25. 10. 19		818	25. 12. 30		754	25. 12. 30
平成27年		715	26. 10. 17		834	26. 12. 30		765	26. 12. 30
平成28年		731	27. 10. 2		849	27. 12. 31		780	28. 1. 3
平成29年		753	28. 10. 1		871	28. 12. 30		799	28. 12. 30
平成30年		777	29. 10. 1		895	29. 12. 30		810	29. 12. 30
令和元年		803	30. 10. 1		921	30. 12. 30		830	30. 12. 30
令和2年		830	1. 10. 1		948	1. 12. 30		850	1. 12. 30
令和3年		831	2. 10. 1		949	2. 12. 30		851	3. 2. 11
令和4年		859	3. 10. 1		977	3. 12. 30		869	3. 12. 30
令和5年		889	4. 10. 1		1,008	4. 12. 30		869	3. 12. 30
令和6年		929	5. 10. 1		1,050	5. 12. 30		869	3. 12. 30

最低賃金の改定状況

和歌山労働局

年度	平成30年				令和元年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	803	26	3.35	30.10.1	830	27	3.36	1.10.1
鉄鋼業	921 (1.15)	26	2.91	30.12.30	948 (1.14)	27	2.93	1.12.30
百貨店, 総合スーパー	830 (1.03)	20	2.47	30.12.30	850 (1.02)	20	2.41	1.12.30

年度	令和2年				令和3年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	831	1	0.12	2.10.1	859	28	3.37	3.10.1
鉄鋼業	949 (1.14)	1	0.11	2.12.30	977 (1.14)	28	2.95	3.12.30
百貨店, 総合スーパー	851 (1.02)	1	0.12	3.2.11	869 (1.01)	18	2.12	3.12.30

年度	令和4年				令和5年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	889	30	3.49	4.10.1	929	40	4.50	5.10.1
鉄鋼業	1,008 (1.13)	31	3.17	4.12.30	1,050 (1.13)	42	4.17	5.12.30
百貨店, 総合スーパー	-	-	-	-	-	-	-	-

特定最賃の()内は、県最賃との比率(小数点第3位四捨五入)

令和5年度 地域別最低賃金 答申状況

(別紙)

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	B	40	960 (920)	40		2023年 10月1日
青森	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月7日
岩手	C	39	893 (854)	39		2023年 10月4日
宮城	B	40	923 (883)	40		2023年 10月1日
秋田	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月1日
山形	C	39	900 (854)	46	+7	2023年 10月14日
福島	B	40	900 (858)	42	+2	2023年 10月1日
茨城	B	40	953 (911)	42	+2	2023年 10月1日
栃木	B	40	954 (913)	41	+1	2023年 10月1日
群馬	B	40	935 (895)	40		2023年 10月5日
埼玉	A	41	1028 (987)	41		2023年 10月1日
千葉	A	41	1026 (984)	42	+1	2023年 10月1日
東京	A	41	1113 (1072)	41		2023年 10月1日
神奈川	A	41	1112 (1071)	41		2023年 10月1日
新潟	B	40	931 (890)	41	+1	2023年 10月1日
富山	B	40	948 (908)	40		2023年 10月1日
石川	B	40	933 (891)	42	+2	2023年 10月4日
福井	B	40	931 (888)	43	+3	2023年 10月1日
山梨	B	40	938 (898)	40		2023年 10月1日
長野	B	40	948 (908)	40		2023年 10月1日
岐阜	B	40	950 (910)	40		2023年 10月1日
静岡	B	40	984 (944)	40		2023年 10月1日
愛知	A	41	1027 (986)	41		2023年 10月1日
三重	B	40	973 (933)	40		2023年 10月1日
滋賀	B	40	967 (927)	40		2023年 10月1日
京都	B	40	1008 (968)	40		2023年 10月6日
大阪	A	41	1064 (1023)	41		2023年 10月1日
兵庫	B	40	1001 (960)	41	+1	2023年 10月1日
奈良	B	40	936 (896)	40		2023年 10月1日
和歌山	B	40	929 (889)	40		2023年 10月1日
鳥取	C	39	900 (854)	46	+7	2023年 10月5日
島根	B	40	904 (857)	47	+7	2023年 10月6日
岡山	B	40	932 (892)	40		2023年 10月1日
広島	B	40	970 (930)	40		2023年 10月1日
山口	B	40	928 (888)	40		2023年 10月1日
徳島	B	40	896 (855)	41	+1	2023年 10月1日
香川	B	40	918 (878)	40		2023年 10月1日
愛媛	B	40	897 (853)	44	+4	2023年 10月6日
高知	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月8日
福岡	B	40	941 (900)	41	+1	2023年 10月6日
佐賀	C	39	900 (853)	47	+8	2023年 10月14日
長崎	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月13日
熊本	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月8日
大分	C	39	899 (854)	45	+6	2023年 10月6日
宮崎	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
鹿児島	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
沖縄	C	39	896 (853)	43	+4	2023年 10月8日
全国加重平均			1004 (961)	43		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

※3 経済センサス(旧:事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている

(引用:厚生労働省HP)

令和5年度 和歌山地方最低賃金審議会 審議経過

	回数	開催日	審議事項・決定事項等
公益 代表 委員 会議	第1回	7月4日(火)	○審議会運営
最低賃金審議会 (本審)	第1回	7月4日(火)	○会長、会長代理の選出 ○議事録確認委員の選出 ○和歌山県最低賃金の改正決定の諮問 ○和歌山県最低賃金専門部会の設置 ○審議会令第6条第5項の適用
	第2回	8月1日(火)	○関係労使からの意見陳述 ○地域別最低賃金改定の目安の伝達 ◇特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の諮問 ㊦ ◇特別小委員会の設置及び委員の指名
	第3回	8月7日(月)	◇特定最低賃金の決定等の必要性の有無の諮問 ㊦㊧ ○和歌山県最低賃金専門部会の廃止
	第4回	8月23日(水)	○審議会意見に対する異議申出の諮問、答申(8/7答申どおり) ◇特別小委員会報告の審議 ㊦㊧㊨ ◇特定最低賃金の決定等の必要性の有無の答申 ㊦㊧㊨ ◇特定最低賃金の改正決定の諮問 ㊦ ◇特定最低賃金専門部会の設置 ㊦
県最賃専門部会	第1回	8月1日(火)	○部会長、部会長代理の選出 ○議事録確認委員の選出 ○生活保護との整合性の説明 ○金額審議に向けての意見交換
	第2回	8月2日(水)	○金額審議
	第3回	8月3日(木)	○金額審議
	第4回	8月4日(金)	○金額審議
	第5回	8月7日(月)	○金額審議 ○合意(全会一致) ○専門部会報告書、審議会答申文作成
特定最賃専門部会 ㊦	第1回	9月27日(水)	◇部会長、部会長代理の選出 ◇議事録確認委員の選出 ◇金額審議に向けての意見交換
	第2回	10月17日(火)	◇金額審議
	第3回	10月18日(水)	◇金額審議
	第4回	10月31日(火)	◇金額審議 ◇合意(全会一致) ◇専門部会報告書、審議会答申文作成
特別小委員会	第1回	8月2日(水)	◇委員長、委員長代理の選出 ◇議事録確認委員の選出 ◇特定最低賃金改正決定必要性の審議 ㊦ ◇小委員会報告書(必要性あり)作成 ㊦
	第2回	8月21日(月)	◇特定最低賃金改正決定必要性の審議 ㊦ ◇特定最低賃金決定(新設)必要性の審議 ㊧
	第3回	8月23日(水)	◇特定最低賃金決定等必要性の審議 ㊦㊧ ◇小委員会報告書(必要性なし)作成 ㊦㊧

(㊦…鉄鋼業、㊧…百貨店、総合スーパー、㊨…各種食料品小売業)

厚生労働省 賃金引き上げ特設ページ

<https://pc.saiteichingin.info/jirei/>

ポイント! 最低賃金 最低賃金全国一斉 中小企業支援事業 FAQ よくあるご質問 賃金引き上げ特設ページ 最低賃金 広報ツール

ホーム > 賃金引き上げに向けた取組事例

賃金引き上げ特設ページ

賃金引き上げに向けた取組事例

賃金引き上げの事例を収集し、賃金引き上げに向けた取組内容、そのポイントや従業員の声などを写真とともに掲載しています。

インタビュー記事



CASE STUDY 23 賃上げ取り組み事例

株式会社二宮

- ・人手不足の改善に不可欠と一律100円の賃上げを実施
- ・業務改善助成金で新型機械を導入
- ・機械製造メーカーのノウハウは賃上げにもつながる

和菓子製造、販売、飲食業(甘味喫茶)

2023/12/25



CASE STUDY 22 賃上げ取り組み事例

株式会社モハラテクニカ

- ・長く働いてもらえる会社を目指し、2年連続の賃上げを実施
- ・複数の補助制度を活用し世界でも数少ない高度な最新機械を導入し利益向上を図る
- ・信頼関係が生まれれば賃上げは自然にできる

精密板金、アルミ溶接、レーザー加工、ステンレス溶接、製缶加工、各種治具設計製作、金属金型の設計・製作

2023/12/25



CASE STUDY 21 賃上げ取り組み事例

株式会社根本製菓

- ・従業員に安心して働いてもらうことが、事業維持につながる
- ・政府の助成金等を活用し、生産性向上、販路の拡大を実現
- ・得られた利益を従業員へ還元する好循環を狙う

米菓製造、販売 2023/12/25



CASE STUDY 20 賃上げ取り組み事例

エアサ園芸

- ・業務改善助成金が賃上げを後押し
- ・効果を上げている導入ソフトと導入機材
- ・女性の働き方も考慮しながら継続的な賃上げを

園芸用品販売業 2023/12/25



CASE STUDY 19 賃上げ取り組み事例

株式会社よかところ

- ・人手不足を解消し労働者のモチベーション向上を図るため助成金を利用
- ・業務改善助成金とIT導入補助金の活用により新しい設備を導入し生産性の向上を図る
- ・従業員が働きやすい職場環境を目指して

生鮮食品小売業 2023/12/25



CASE STUDY 18 賃上げ取り組み事例

とりそば下地橋

- ・長期間継続して働けるモチベーションのために賃上げを実施
- ・業務改善助成金で導入した機材で生産性や業務効率がアップ
- ・閑散期でも売り上げ向上を目指す

飲食業(ラーメン店) 2023/12/25

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月1日(日)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)

2 0 2 4 年 2 月 1 日

和歌山労働局長 殿

和歌山県 50番地
基幹労働 県本
委員 秀之

鉄鋼業最低賃金の改正に関する意向表明書

我々は、最低賃金法第15条1の規定により、和歌山県鉄鋼業の最低賃金の改正に関する申し出を、2024年7月末には完了していく予定である。

したがって、あらかじめ下記の通り、現行の鉄鋼業最低賃金改正の申し出を行う意向であることを表明する。

記

1. 改正の申し出を予定する者が代表する基幹的労働者の範囲

和歌山県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者

2. 改正の申し出を予定している最低賃金の件名

和歌山県鉄鋼業最低賃金

3. 改正の申し出を予定している理由

当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の最低賃金に関する労働協約をもって、法定最低賃金の改正を求めるものである。

4. 改正の申し出を予定している代表者

基幹労連和歌山県本部

委員長 中濱 秀之 (日本製鉄和歌山労働組合 組合長)

以 上



日本標準産業分類関係資料

資料①

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

資料②

官報（平成 25 年 11 月 26 日（第 6179 号）抜粋、平成 20 年 11 月 21 日（号外第 256 号）抜粋）

資料③

日本標準産業分類（第 13 回改定）
（大分類 I－卸売業、小売業）（小分類－百貨店，総合スーパー、各種食料品小売業抜粋）

資料④

日本標準産業分類（第 14 回改定）
（大分類 I－卸売業、小売業）（小分類－百貨店，総合スーパー、各種食料品小売業抜粋）

資料⑤

分類項目の新旧対照表
（I-卸売業、小売業）（小分類－百貨店，総合スーパー、各種食料品小売業抜粋）（塗りつぶし）

資料⑥

改正案とりまとめに当たっての見直しについて

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

特定最低賃金の適用対象業種の範囲につきましては、平成25年10月改定の日本標準産業分類（以下「旧産業分類」という。）に基づいて公示しているところですが、今般、総務省において、令和5年6月16日付け統計委員会答申を踏まえ、同年7月27日付け総務省告示第256号「日本標準産業分類の改定に係る告示」（以下「新産業分類」という。）がなされ、令和6年4月1日（第14回改定）から施行されることから、今般の改定に伴う今後の和歌山県鉄鋼業及び百貨店、総合スーパー最低賃金の取扱いにつきましては、次の事項に留意する必要があります。

1 和歌山県鉄鋼業最低賃金

今般の日本標準産業分類の改定による件名（和歌山県鉄鋼業最低賃金）の改正の必要はありません。

しかしながら、**時間額が改正された場合は**、一部改正ではなく全部改正として官報公示文の「2 適用する使用者」の項目も改正が必要となります。

具体的には、全部改正となった平成25年11月26日付け和歌山労働局最低賃金公示第2号において、「2 適用する使用者」は「前号の地域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者」と公示しており、「・・・管理、**(コンマ)** 補助的経済活動を・・・」の部分「・・・管理、**(テン)** 補助的経済活動を・・・」に改正する必要があります。

2 和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金

今般の日本標準産業分類の改定による件名（和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金）の改正について、**時間額が改正された場合は**、改正する必要があります。また、併せて官報公示文の「2 適用する使用者」の項目の改正を含めた全部改正が必要となります。

具体的には、全部改正となった平成20年11月21日付け和歌山労働局最低賃金公示第2号において、「件名」は「和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金」、「2 適用する使用者」は「前号の地域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者」と公示しており、「・・・百貨店、**(コンマ)** 総合スーパー・・・」の部分「・・・百貨店、**(テン)** 総合スーパー**マーケ**

ット・・・」に、「・・・管理、(コンマ) 補助的経済活動を・・・」の部分
「・・・管理、(テン) 補助的経済活動を・・・」に改正する必要があります。

3 参考

次頁のとおり、旧産業分類の「I 5 6 1 百貨店, 総合スーパー」は、新産業分類においては「I 5 6 1 百貨店」、「I 5 6 2 総合スーパーマーケット」に分割し新設されています。

また、日本標準産業分類で使用する読点について、日本標準産業分類では、従来、読点として「,」(コンマ) が用いられてきましたが、今般、文化審議会によって示された令和4年1月7日付け「公用文作成の考え方(建議)」において、「読点には「,」(テン) を用いることを原則とする。」とされたことを踏まえ、読点が「,」から「、」に修正されています。

<旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
56			各種商品小売業
	561	5611	百貨店, 総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業 (従業員が常時 50 人未満のもの)
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア (飲食料品を中心とするものに限る)
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



<新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店, 総合スーパー」を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更	

官報公示（鉄鋼業）

和歌山労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、和歌山県鉄鋼業最低賃金（平成20年和歌山労働局最低賃金公示第3号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成25年11月26日

和歌山労働局長 樫葉 伸一

和歌山県鉄鋼業最低賃金

- 1 適用する地域
和歌山県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間818円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
附 則

この決定は、平成25年12月30日から効力

を生ずる。

官報公示（百貨店，総合スーパー）

和歌山労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成14年和歌山労働局最低賃金公示第3号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成20年11月21日

和歌山労働局長 松井 玄考

和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金

- 1 適用する地域
和歌山県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で百貨店，総合スーパー、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店，総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間738円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
附 則

この決定は、平成20年12月30日から効力

を生ずる。

大分類 I - 卸売業，小売業

総 説

この大分類には、原則として、有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。
 なお、販売業務に附随して行う軽度の加工（簡易包装，洗浄，選別等），取付修理は本分類に含まれる。

卸 売 業

1. 卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。
 - (1) 小売業又は他の卸売業に商品を販売するもの。
 - (2) 建設業，製造業，運輸業，飲食店，宿泊業，病院，学校，官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの。
 - (3) 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具，病院，美容院，レストラン，ホテルなどの設備，産業用機械（農業用器具を除く）など）を販売するもの。
 - (4) 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的業務を行っている事業所を除く）
 - (5) 他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い，又は仲立人として商品の売買のあっせんをするもの。

2. 事業所の業態による分類

本分類に含まれる事業所の主な業態は次のとおりである。

- (1) 卸売業（卸売商，産業用大口配給業，卸売を主とする商事会社，買継商，仲買人，農産物集荷業，製造業の会社の販売事務所，貿易商など）
- (2) 製造問屋（自らは製造を行わないで，自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ，これを自己の名称で卸売するもの）
- (3) 代理商，仲立業（エイジェント，ブローカー，コミッションマーチャント）

卸売業は，主として商品の仕入販売などの業務を行う事業所であるが，細分類 5598 に掲げる代理商，仲立業は主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行うものである。このような事業所は商品の所有権を持たず，また，価格の設定，商品の保管，輸送などの業務を一般に行わないものである。

3. 業務の種類による分類

卸売業（5598-代理商，仲立業を除く）は，販売される主要商品によって業種別に分類される。

（注）製造小売（小売業 2. (2)参照）に対して製造卸という言葉が一般に使用されているが，これは製造業者の卸売をいうのであるから，ここでいう仕入卸とは厳格に区

分されなければならない。

小 売 業

1. 小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。
 - (1) 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの
 - (2) 建設業，農林水産業（法人組織），製造業，運輸業，飲食店，宿泊業，病院，学校，官公庁等の産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するもの小売業は普通その取り扱う主要商品によって分類される場合と，洋品雑貨店，小間物店，荒物店などのように通常の呼称によって分類される場合とがある。
2. 次に掲げるものは小売業として分類されるので注意しなければならない。
 - (1) 商品を販売し，かつ，同種商品の修理を行う事業所は大分類Ⅰ－卸売業，小売業に分類される。

なお，修理を専業としている事業所は大分類Ⅱ－サービス業（他に分類されないもの）[89，90]に分類される。修理のために部分品などを取替えても販売とはみなさない。
 - (2) 製造小売業

製造した商品をもその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業（菓子屋，パン屋などにこの例が多い）は製造業とせず，小売業に分類される。

なお，製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は，大分類Ⅴ－製造業に分類される。
 - (3) ガソリンスタンドは小売業に分類される。
 - (4) 行商，旅商，露天商など

これらは一定の事業所を持たないもの，また，恒久的な事業所を持たないものが多いが，その業務の性格上小売業に分類される。
 - (5) 官公庁，会社，工場，団体，劇場，遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に係るものはその事業所に含めるが，その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として小売業に分類される。

中分類 56 — 各種商品小売業

総 説

この中分類には、衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所が分類される。

この事業所は、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないものであって、百貨店、デパートメントストアなどと呼ばれるものにその例が多い。

小分類 細分類
番 号 番 号

560 管理，補助的経済活動を行う事業所（56 各種商品小売業）

5600 主として管理事務を行う本社等

主として各種商品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

5608 自家用倉庫

各種商品小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。

○自家用倉庫

5609 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

主として各種商品小売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○自家用車庫；自家用修理工場

561 百貨店，総合スーパー

5611 百貨店，総合スーパー

衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、

従業者が常時 50 人以上のものをいう。

ただし、従業者が常時 50 人以上であっても衣，食，住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。

○百貨店・デパートメントストア（従業者が常時 50 人以上のもの）；総合スーパー（従業者が常時 50 人以上のもの）

569

その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）

5699

その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）

衣，食，住にわたる各種の商品を小売する事業所で，その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって，従業者が常時 50 人未満のものをいう。

ただし，従業者が常時 50 人未満であっても衣，食，住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。

○百貨店・デパートメントストア（従業者が常時 50 人未満のもの）；ミニスーパー（衣，食，住にわたって小売するもの）；よろず屋（衣，食，住にわたって小売するもの）

中分類 58－飲食料品小売業

総 説

この中分類には、主として飲食料品を小売する事業所が分類される。

ただし、客の注文によって調理をし提供（持ち帰り又は配達）する事業所、仕出屋、ケータリングサービスなどの飲食サービスを提供する事業所は大分類M－宿泊業，飲食サービス業（中分類 77－持ち帰り・配達飲食サービス業）に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

580 管理，補助的経済活動を行う事業所（58 飲食料品小売業）

5800 主として管理事務を行う本社等

主として飲食料品小売業の事業所を統括する本社等として，自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務，人事・人材育成，総務，財務・経理，法務，知的財産管理，企画，広報・宣伝，調査・研究開発，生産・プロジェクト管理，不動産管理，情報システム管理，保有資機材の管理，仕入・原材料購入，役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

5808 自家用倉庫

飲食料品小売業において，自企業の物品等を保管する事業所をいう。

○自家用倉庫

5809 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

主として飲食料品小売業における活動を促進するため，同一企業の他事業所に対して，輸送，清掃，修理・整備，保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○自家用車庫

581 各種食料品小売業

5811 各種食料品小売業

主として各種食料品を一括して一事業所で小売する事業所をいう。

○各種食料品店；食料雑貨店

582 野菜・果実小売業

5821 野菜小売業

主として野菜を小売する事業所をいう。

○野菜小売業；八百屋

5822 果実小売業

主として果実を小売する事業所をいう。

○果実小売業；果物屋

×果実缶詰小売業 [5899]

583 食肉小売業

5831 食肉小売業（卵，鳥肉を除く）

主として食肉及び肉製品を小売する事業所をいう。

主として鳥肉を小売する事業所は細分類 5832 に分類される。

○肉屋；獣肉小売業；塩蔵肉小売業；冷凍肉小売業；肉製品小売業；魚肉ハム・ソーセージ小売業

×鳥肉小売業 [5832]

5832 卵・鳥肉小売業

主として卵及び鳥肉を小売する事業所をいう。

○卵小売業；鳥肉小売業

584 鮮魚小売業

5841 鮮魚小売業

主として各種鮮魚及び貝類を小売する事業所をいう。

○魚屋；鮮魚小売業；貝類小売業；かき小売業；川魚小売業；冷凍魚小売業；海藻小売業（生のもの）

×観賞用鯉小売業 [6096]

585 酒小売業

5851 酒小売業

主として酒を小売する事業所をいう。

○酒屋

×調味料小売業（塩，味そ，しょう油，食酢，ソース，砂糖，食用油脂，香辛料，七味とうがらしなど） [5899]

586

菓子・パン小売業

5861 菓子小売業（製造小売）

主として各種の菓子類，あめ類を製造してその場所で小売する事業所をいう。

主としてパン類を製造して小売する事業所は細分類 5863 に分類される。

○洋菓子小売業（製造小売）；和菓子小売業（製造小売）；干菓子小売業（製造小売）；だ菓子小売業（製造小売）；せんべい小売業（製造小売）；あめ小売業（製造小売）；ケーキ小売業（製造小売）；まんじゅう小売業（製造小売）；もち小売業（製造小売）；焼いも屋；甘ぐり小売業；アイスクリーム・アイスキャンデー小売業（製造小売）；ドーナツ小売業（製造小売）

5862 菓子小売業（製造小売でないもの）

主として各種の菓子類，あめ類を小売する事業所（製造小売を除く）をいう。

主としてパン類を小売する事業所は細分類 5863 又は 5864 に分類される。

○洋菓子小売業（製造小売でないもの）；和菓子小売業（製造小売でないもの）；干菓子小売業（製造小売でないもの）；だ菓子小売業（製造小売でないもの）；せんべい小売業（製造小売でないもの）；あめ小売業（製造小売でないもの）；ケーキ小売業（製造小売でないもの）；まんじゅう小売業（製造小売でないもの）；もち小売業（製造小売でないもの）；アイスクリーム・アイスキャンデー小売業（製造小売でないもの）；ドーナツ小売業（製造小売でないもの）

5863 パン小売業（製造小売）

主として食パン，コッペパン，菓子パンなど各種のパン類を製造してその場所で小売する事業所をいう。

○パン小売業（製造小売）

×調理パン小売業（サンドイッチ，ハンバーガーなど）[5895]；ハンバーガー店[7691]

5864 パン小売業（製造小売でないもの）

主として食パン，コッペパン，菓子パンなど各種のパン類を小売する事業所（製造小売を除く）をいう。

○パン小売業（製造小売でないもの）

×調理パン小売業（サンドイッチ，ハンバーガーなど）[5895]

589

その他の飲食料品小売業

5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）

主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する事業所で、店舗規模が小さく、終日又は長時間営業を行う事業所をいう。

○コンビニエンスストア

×ミニスーパー（衣・食・住にわたって小売するもの）[5699]；よろず屋（衣・食・住にわたって小売するもの）[5699]

5892 牛乳小売業

主として牛乳を小売する事業所をいう。

○牛乳小売業；牛乳スタンド

×乳酸菌飲料小売業 [5893]；乳製品小売業（ヨーグルト，バター，チーズなど）[5899]；アイスクリーム小売業 [5861, 5862]

5893 飲料小売業（別掲を除く）

主として酒類及び牛乳以外の各種の飲料を小売する事業所をいう。

○清涼飲料小売業；果汁飲料小売業；ミネラルウォーター小売業；乳酸菌飲料小売業；茶類飲料小売業

×牛乳小売業 [5892]；牛乳スタンド [5892]；乳製品小売業（ヨーグルト，バター，チーズなど）[5899]；アイスクリーム小売業 [5861, 5862]；茶小売業 [5894]；酒屋 [5851]

5894 茶類小売業

主として各種の茶（緑茶，紅茶など）及び類似品（ココア，コーヒーなど）を小売する事業所をいう。

○茶小売業；こぶ茶小売業；コーヒー小売業；ココア小売業；豆茶小売業；麦茶小売業；紅茶小売業

×清涼飲料小売業 [5893]；茶類飲料小売業 [5893]

5895 料理品小売業

主として各種の料理品（折詰料理，そう菜など）を小売する事業所をいう。

ただし、客の注文によって調理をし提供（持ち帰り又は配達）する事業所は、大分類M－宿泊業，飲食サービス業（中分類77－持ち帰り・配達飲食サービス業）に分類される。

○そう（惣）菜屋；折詰小売業；揚物小売業；駅弁売店；調理パン小売業（サンド

イッチ、ハンバーガーなど他から仕入れたもの又は作り置きのもの) ; おにぎり小売業 ; すし小売業 (他から仕入れたもの又は作り置きのもの) ; 煮豆小売業 ; ハンバーガー店 (他から仕入れたもの又は作り置きのもの) ; 持ち帰り弁当屋 (他から仕入れたもの又は作り置きのもの) ; ピザ小売業 (他から仕入れたもの又は作り置きのもの) ×飲食店 [76] ; すし店 (客の注文によって調理するもの) [7641] ; ハンバーガー店 (客の注文によって調理するもの) [7691] ; 持ち帰り弁当屋 (客の注文によって調理するもの) [7711] ; ピザ小売業 (客の注文によって調理するもの) [77] ; 仕出し料理・弁当屋 [7721] ; ケータリングサービス [7721] ; 給食センター [7721]

5896 米穀類小売業

主として米麦、雑穀及び豆類を小売する事業所をいう。

○米麦小売業 ; 雑穀小売業 ; 豆類小売業

5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業

主として豆腐、こんにゃく、納豆、漬物、かまぼこ、ちくわなどの加工食品を小売する事業所をいう。

○豆腐小売業 ; こんにゃく小売業 ; 納豆小売業 ; つくだ煮小売業 ; 漬物小売業 ; たい味そ小売業 ; ちくわ小売業 ; おでん材料小売業

×煮豆小売業 [5895] ; こうや (高野) 豆腐小売業 [5898]

5898 乾物小売業

主として水産物及び農産物の乾物を小売する事業所をいう。

○乾物屋 ; 干魚小売業 ; 干びょう小売業 ; ふ (麩) 小売業 ; 乾燥野菜小売業 ; 乾燥果実小売業 ; こうや (高野) 豆腐小売業 ; 干しのり小売業 ; くん製品小売業 ; 海藻小売業 (乾燥したもの)

5899 他に分類されない飲食料品小売業

主として他に分類されない飲食料品を小売する事業所をいう。

○氷小売業 ; 乾めん類小売業 ; インスタントラーメン小売業 ; 缶詰小売業 ; 乳製品小売業 (ヨーグルト, バター, チーズなど) ; 調味料小売業 (塩, 味そ, しょう油, 食酢, ソース, 砂糖, 食用油脂, 香辛料, 七味とうがらしなど)

中分類 60－その他の小売業

総 説

この中分類には、主として家具、じゅう器、医療品、化粧品、農耕用品、燃料、書籍、文房具、時計、楽器、たばこ、中古品などの他に分類されない商品を小売する事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

- | | |
|------|--|
| 600 | 管理，補助的経済活動を行う事業所（60 その他の小売業） |
| 6000 | 主として管理事務を行う本社等
主としてその他の小売業の事業所を統括する本社等として，自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務，人事・人材育成，総務，財務・経理，法務，知的財産管理，企画，広報・宣伝，調査・研究開発，生産・プロジェクト管理，不動産管理，情報システム管理，保有資機材の管理，仕入・原材料購入，役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。
○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所 |
| 6008 | 自家用倉庫
その他の小売業において，自企業の物品等を保管する事業所をいう。
○自家用倉庫 |
| 6009 | その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
主としてその他の小売業における活動を促進するため，同一企業の他事業所に対して，輸送，清掃，修理・整備，保安等の支援業務を提供する事業所をいう。
○自家用車庫；自家用修理工場 |
| 601 | 家具・建具・畳小売業 |
| 6011 | 家具小売業
主として各種の家庭用家具を小売する事業所をいう。
○家具小売業；洋家具小売業；和家具小売業；いす小売業；机小売業；卓子小売業； |

ベッド小売業；つい立小売業；びょうぶ小売業；浴槽小売業；額縁小売業；本箱小売業；鏡台小売業；じゅうたん小売業；カーテン小売業

×茶道具小売業 [6029]；花器小売業（陶磁器製，ガラス製のものを除く）[6029]；花器小売業（陶磁器製，ガラス製のもの）[6023]；宗教用具小売業 [6014]；マットレス小売業 [5712]；中古家具小売業 [6098]；ホットカーペット小売業 [5931]

6012 建具小売業

主としてふすま，障子，その他の建具を小売する事業所をいう。

○建具小売業；木製建具小売業；金属製建具小売業；建具屋

×表具業 [9031]

6013 畳小売業

主として畳，ござ，花むしろ類を小売する事業所をいう。

畳完成品の製造小売と畳の裏返し，畳の修理を兼ねている事業所も本分類に含まれる。

ただし，専ら畳の裏返し，畳の修理を行う事業所は大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）[9099]に分類される。

○畳小売業；ござ小売業；花むしろ小売業

×畳裏返し業（専業のもの）[9099]

6014 宗教用具小売業

主として各種の宗教用具を小売する事業所をいう。

○仏具小売業；神具小売業

×家具小売業（仏具，神具等宗教用具を除く）[6011]；墓石小売業 [6099]

602 じゅう器小売業

6021 金物小売業

主として家庭用その他各種の金物雑貨などを小売する事業所をいう。

本分類には，バケツ，じょうろのような板金製品を製造小売する事業所も含まれる。

なお，主として農業用機械器具を小売する事業所は小分類 604 [6041]に分類される。

○金物店；刃物小売業；そり刃小売業；くぎ小売業；ほうろう鉄器小売業；鉄器小売業；アルミニウム製品小売業；鋳前小売業；魔法瓶小売業

×ポリバケツ小売業 [6022]；農業用機械器具小売業 [6041]

6022 荒物小売業

主としてほうき、ざる、日用雑貨（荒物を主とするもの）、ろうそくなどあるいはこれらのものを合わせ小売する事業所をいう。

○荒物屋；日用雑貨小売業（荒物を主とするもの）；ほうき小売業；ざる小売業；はし小売業；ふるい小売業；たわし小売業；竹かご小売業；バスケット小売業；竹細工小売業；わら製品小売業；縄小売業；しゅろ細工小売業；ろうそく小売業；マッチ小売業；こうり（行李）小売業；ポリバケツ小売業；ガムテープ・荷造ひも小売業；農業用ビニールシート小売業

6023 陶磁器・ガラス器小売業

主として各種の陶磁器及びガラス器を小売する事業所をいう。

○瀬戸物小売業；焼物小売業；土器小売業；陶器小売業；磁器小売業；ガラス器小売業；食器小売業（陶磁器製，ガラス製のもの）；花器小売業（陶磁器製，ガラス製のもの）

×板ガラス小売業 [6094]

6029 他に分類されないじゅう器小売業

主として他に分類されないじゅう器を小売する事業所をいう。

○漆器小売業；茶道具小売業；花器小売業（陶磁器製，ガラス製のものを除く）；プラスチック製食器小売業；華道具小売業；貴金属製食器小売業

×花器小売業（陶磁器製，ガラス製のもの） [6023]

603 医薬品・化粧品小売業

6031 ドラッグストア

主として医薬品，化粧品を中心とした健康及び美容に関する各種の商品を中心として，家庭用品，加工食品などの最寄り品をセルフサービス方式によって小売する事業所をいう。

○ドラッグストア

×薬局（一般用医薬品を主として対面販売により小売するもの） [6032]；薬局（調剤を主とするもの） [6033]

6032 医薬品小売業（調剤薬局を除く）

主として一般用医薬品及び医療用品を小売する事業所をいう。

○薬局（一般用医薬品の小売を主とするもの）；薬店；漢方薬小売業；生薬小売業；薬種小売業

6033 調剤薬局

主として医師の処方せんに基づき医療用医薬品を調剤し，販売又は授

与する事業所をいう。

○薬局（調剤を主とするもの）；調剤薬局；ファーマシー（調剤を主とするもの）

×薬局（一般用医薬品の小売を主とするもの）[6032]；薬店 [6032]

6034 化粧品小売業

主として化粧品を小売する事業所をいう。

○化粧品店；香水小売業；香油小売業；おしろい小売業；整髪料小売業；石けん小売業（化粧，洗顔，薬用のもの）；歯磨小売業；シャンプー小売業；白髪染小売業

×化粧道具小売業 [5793]；合成洗剤小売業 [6099]

604 農耕用品小売業

6041 農業用機械器具小売業

主として農業用機械器具を小売する事業所をいう。

○農業用機械器具小売業；すき・くわ・かま小売業；鳥獣害防除器具小売業；畜産用機器小売業；養蚕用機器小売業；耕うん機小売業；ハンドトラクタ小売業；コンバイン小売業

6042 苗・種子小売業

主として苗及び種子を小売する事業所をいう。苗及び種子を栽培して販売するものは大分類A－農業，林業 [01, 02] に分類される。

○種苗小売業；苗木小売業；種子小売業

×果樹苗木栽培業 [0119]；林木種子採取業 [0299]；花・植木小売業 [6093]

6043 肥料・飼料小売業

主として肥料，農薬及び飼料を小売する事業所をいう。

○肥料小売業（化学肥料，有機質肥料，複合肥料など）；飼料小売業；農薬小売業；園芸用土小売業

×ペットフード小売業 [6096]

605 燃料小売業

6051 ガソリンスタンド

計量器付の給油ポンプを備え，主として自動車その他の燃料用ガソリン，軽油及び液化石油ガス（LPG）を小売する事業所をいう。

○ガソリンスタンド；給油所；液化石油ガス（LPG）スタンド

6052 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）

主として灯油，プロパンガス，石炭，まきなどの燃料を小売する事業

所をいう。

○薪炭小売業；練炭小売業；豆炭小売業；石炭小売業；プロパンガス小売業；灯油小売業

606 書籍・文房具小売業

6061 書籍・雑誌小売業（古本を除く）

主として書籍及び雑誌を小売する事業所をいう。

主として書籍，雑誌を賃貸する事業所は大分類K—不動産業，物品賃貸業〔7099〕に分類される。

○書店；洋書取次店；楽譜小売業

×貸本屋〔7099〕；古本屋〔6062〕；教育用磁気テープ小売業〔6099〕

6062 古本小売業

主として古書籍，古雑誌などの古本を小売りする事業所をいう。

○古本屋；古書籍小売業；古雑誌小売業

×貸本屋〔7099〕

6063 新聞小売業

主として新聞を小売する事業所をいう。

○新聞販売店；新聞取次店

6064 紙・文房具小売業

主として紙，紙製品及び文房具を小売する事業所をいう。

○洋紙小売業；板紙小売業；和紙小売業；ふすま紙小売業；障子紙小売業；帳簿類小売業；ノート小売業；万年筆小売業；鉛筆小売業；ペン小売業；インキ小売業；すずり小売業；筆小売業；朱肉小売業；製図用具小売業；そろばん小売業；手工材料小売業；絵画用品小売業（水彩絵具，毛筆，パレット，画架など）

607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業

6071 スポーツ用品小売業

主として各種のスポーツ用品を小売する事業所をいう。

主としてがん具を小売する事業所は細分類 6072 に分類される。

○運動具小売業；スポーツ用品小売業；ゴルフ用品小売業；釣具小売業；狩猟用具小売業；スポーツ用靴小売業（スキー靴，スケート靴，登山靴，スパイクシューズなど）；運動衣小売業（野球用ユニホーム，剣道着，柔道着など）；ジェットスキー小売業；サーフボード小売業；登山用品小売業（登山ザック，登山用テントなど）；競泳用水着小売業

×おもちゃ小売業 [6072]; 水着小売業 (競泳用を除く) [5799]

6072 **がん具・娯楽用品小売業**

主としてがん具及び娯楽用品を小売する事業所をいう。

○おもちゃ屋; 人形小売業; 模型がん具小売業; 教育がん具小売業; 羽子板小売業;
娯楽用品小売業 (囲碁, 将棋, マージャン, トランプ, 花札, かるたなど); テレビ
ゲーム機小売業; ゲーム用ソフト小売業

6073 **楽器小売業**

主として各種の楽器及びレコードを小売する事業所をいう。

○洋楽器小売業; ピアノ小売業; 和楽器小売業; 三味線小売業; レコード・ミュー
ジックテープ小売業; コンパクトディスク小売業 (音楽用のもの)

×電気音響機械器具小売業 (オーディオ機器, ヘッドフォン, イヤフォンなど)
[5931]; CD, DVD, ブルーレイディスク小売業 (記録済みで音楽用以外のもの)
[6099]

608 **写真機・時計・眼鏡小売業**

6081 **写真機・写真材料小売業**

主として写真機及び写真材料を小売する事業所をいう。

主としてデジタルカメラ等の画像データのプリント又はフィルム現像,
焼付, 引伸及びフィルム複写を行う事業所は大分類Nー生活関連サービ
ス業, 娯楽業 [7993] に分類される。

○写真機小売業; 撮影機小売業; 映写機小売業; 写真感光材料小売業; 写真フィル
ム小売業

×写真プリント, フィルム現像・焼付業 [7993]; DPE取次業 [7993]; デジタル
カメラ小売業 [5931]

6082 **時計・眼鏡・光学機械小売業**

主として時計, 眼鏡及び光学機械並びに附属品を小売する事業所をい
う。

専ら時計, 眼鏡及び光学機械並びに附属品の修理を行う事業所は大分
類Rーサービス業 (他に分類されないもの) [90] に分類される。

○時計屋; 眼鏡小売業; コンタクトレンズ小売業; 双眼鏡小売業; 望遠鏡小売業

×時計修理業 [9092]; 眼鏡修理業 [9099]; 光学機械修理業 [9011]

609 **他に分類されない小売業**

6091 **ホームセンター**

主として住まいの手入れ改善にかかる商品を中心に、家庭用品、園芸用品、電気機械器具、家具・収納用品、建築材料などの住関連商品を総合的、系統的に品揃えし、セルフサービス方式により小売りする事業所で、店舗規模が大きい事業所をいう。

○ホームセンター

×ワンプライスショップ(販売する商品によって分類される)[6091を除く56~60];

ディスカウントショップ(販売する商品によって分類される)[6091を除く56~60];

ドラッグストア[6031];コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするもの)[5891]

6092 たばこ・喫煙具専門小売業

専らたばこ及び喫煙具を小売する事業所をいう。

なお、たばこ及び喫煙具の小売と他の商品の小売を兼ねている事業所については、他の商品によって分類される。

○たばこ・喫煙具専門小売店

6093 花・植木小売業

主として花及び植木を小売する事業所をいう。

主として造花を小売する事業所は細分類6099に分類される。

○花屋;切花小売業;フローリスト;植木小売業;盆栽小売業

×造花小売業[6099];苗木小売業[6042]

6094 建築材料小売業

主として木材、セメント、板ガラスなどの建築材料を小売する事業所をいう。

○木材小売業;セメント小売業;板ガラス小売業;ブロック小売業;プラスチック建材小売業

×金物小売業(くぎ, ボルトなど)[6021]

6095 ジュエリー製品小売業

主として金・銀加工製品及び宝石類を小売する事業所をいう。

ただし、貴金属製食器を小売する事業所は小分類602[6029]に分類される。

○宝石小売業;金製品小売業;銀製品小売業;白金製品小売業;装身具小売業(貴金属製のもの)

×金・銀・白金地金小売業[6099];装身具小売業(貴金属製を除く)[5793];貴金属製食器小売業[6029]

- 6096 ペット・ペット用品小売業
主として犬，猫，小鳥，熱帯魚などのペット及びペットフード，ペット用品を小売する事業所をいう。
○ペットショップ；愛がん用動物小売業；観賞用魚小売業；ペットフード小売業
- 6097 骨とう品小売業
主として骨とう品を小売する事業所をいう。
○骨とう品小売業
- 6098 中古品小売業（骨とう品を除く）
主として中古の衣服，家具，楽器，運動用品，靴など他に分類されない中古品を小売する事業所をいう。
○中古衣服小売業；古道具小売業；中古家具小売業；古建具小売業；古楽器小売業；古写真機小売業；古運動具小売業；中古靴小売業；古レコード小売業；中古CD小売業；中古ゲーム用ソフト小売業；リサイクルショップ（中古電気製品小売業，古本屋を除く）
×くず物回収業 [5369]；中古自動車小売業 [5912]；中古自転車小売業 [5921]；中古電気機械器具小売業 [5933]；中古電気事務機械器具小売業 [5933]；古本屋 [6062]；中古荷車小売業 [6099]；絵画小売業 [6099]；古切手・古銭小売業 [6099]
- 6099 他に分類されないその他の小売業
主として他に分類されないその他の商品を小売する事業所をいう。
○美術品小売業（骨とう品を除く）；名刺小売業；印章小売業；印判小売業；帆布小売業；造花小売業；標本小売業；旗ざお・物干しざお小売業；碑石・墓石小売業；石工業（個人の注文によって彫刻，仕上げを行い販売するもの）；荷車小売業（中古品を含む）；古切手小売業；郵趣品（記念切手類・同収集品）小売業；古銭小売業；教育用磁気テープ小売業；合成洗剤小売業；石けん小売業（化粧，洗顔，薬用以外のもの）；CD，DVD，ブルーレイディスク小売業（記録済みで音楽用以外のもの）；絵画小売業；金・銀・白金地金小売業；録画テープ小売業（記録済みのもの）
×装身具小売業（貴金属製を除く） [5793]；装身具小売業（貴金属製のもの） [6095]；石けん小売業（化粧，洗顔，薬用のもの） [6034]

大分類 I - 卸売業、小売業

総 説

この大分類には、原則として、有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。
なお、販売業務に附随して行う軽度の加工（簡易包装、洗浄、選別等）、取付修理は本分類に含まれる。

卸 売 業

1. 卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。
 - (1) 小売業又は他の卸売業に商品を販売するもの。
 - (2) 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの。
 - (3) 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など）を販売するもの。
 - (4) 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的業務を行っている事業所を除く）
 - (5) 他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売買のあっせんをするもの。
2. 事業所の業態による分類

本分類に含まれる事業所の主な業態は次のとおりである。

 - (1) 卸売業（卸売商、産業用大口配給業、卸売を主とする商事会社、買継商、仲買人、農産物集荷業、製造業の会社の販売事務所、貿易商など）
 - (2) 製造問屋（自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で卸売するもの）
 - (3) 代理商、仲立業（エイジェント、ブローカー、コミッションマーチャント）

卸売業は、主として商品の仕入販売などの業務を行う事業所であるが、細分類 5598 に掲げる代理商、仲立業は主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行うものである。このような事業所は商品の所有権を持たず、また、価格の設定、商品の保管、輸送などの業務を一般に行わないものである。
3. 業務の種類による分類

卸売業（5598-代理商、仲立業を除く）は、販売される主要商品によって業種別に分類される。

（注）製造小売（小売業 2. (2)参照）に対して製造卸という言葉が一般に使用されているが、これは製造業者の卸売をいうのであるから、ここでいう仕入卸とは厳格に区

分されなければならない。

小 売 業

1. 小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。
 - (1) 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの
 - (2) 建設業、農林水産業（法人組織）、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するものまた、小売業は、衣食住に関わる幅広い分野の商品を取り扱い、それぞれの業態（特徴的な販売形態）により分類される事業所（いわゆる非専門店であり、例えば、百貨店、コンビニエンスストア、ドラッグストア等と称される。）、また、取り扱っている主な商品により分類される事業所（いわゆる専門店であり、業種としても区分される。）に大別できる。
2. 次に掲げるものは小売業として分類されるので注意しなければならない。
 - (1) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所は大分類Ⅰ－卸売業、小売業に分類される。

なお、修理を専業としている事業所は大分類R－サービス業（他に分類されないもの）[89、90]に分類される。修理のために部分品などを取替えても販売とはみなさない。
 - (2) 製造小売業

製造した商品をもその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業（菓子屋、パン屋などにこの例が多い）は製造業とせず、小売業に分類される。

なお、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、大分類E－製造業に分類される。
 - (3) ガソリンスタンドは小売業に分類される。
 - (4) 行商、旅商、露天商など

これらは一定の事業所を持たないもの、また、恒久的な事業所を持たないものが多いが、その業務の性格上小売業に分類される。
 - (5) 官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に係るものはその事業所に含めるが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として小売業に分類される。
 - (6) 売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をすると否とにかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために小売業（個人を含む）の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所は、細分類 6099 に分類される。

中分類 56 — 各種商品小売業

総 説

この中分類には、衣食住に関わる各種商品を小売する事業所が分類される。

この事業所は、幅広い分野の商品を取り扱い、それぞれの業態（特徴的な販売形態）により小売するものであり、具体的には、百貨店、総合スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、均一価格店などと称される。

小分類 細分類
番 号 番 号

560 管理、補助的経済活動を行う事業所（56 各種商品小売業）

5600 主として管理事務を行う本社等

主として各種商品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

5608 自家用倉庫

各種商品小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。

5609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として各種商品小売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○自家用車庫；自家用修理工場

561 百貨店

5611 百貨店

百貨店、デパートメントストア等と称され、衣食住にわたる各種商品を扱う設備と応接要員を備え、他主体による各種専門店を配置しつつ、階別に異なる主要商品の展示を基本に、主として衣料、宝飾品、インテ

リア用品などの高単価商品を小売する業態の事業所（従業者が常時 50 人以上）をいう。

562 総合スーパーマーケット

5621 総合スーパーマーケット

総合スーパーマーケット等と称され、衣食住にわたる各種商品を扱う設備を備え、他主体による専門店を配置する場合も含め、主として衣料、食料品、生活雑貨などの最寄り品をセルフサービス方式により総合的に小売する業態の事業所（従業者が常時 50 人以上）をいう。

563 コンビニエンスストア

5631 コンビニエンスストア

コンビニエンスストア等と称され、各種最寄り品を扱う設備を備え、各種代金の支払等のサービスを提供し、主として飲食料品を小売する業態の事業所をいう。

564 ドラッグストア

5641 ドラッグストア

ドラッグストア等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として医薬品や化粧品を取り扱い、家庭用品や加工食品などの各種最寄り品も小売する業態の事業所をいう。

×薬局 [6032]

565 ホームセンター

5651 ホームセンター

ホームセンター等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として各種工具、建築材料、園芸用品、収納用品、電機器具などの住関連商品を取り扱い、家庭用品や飲食料品も小売する業態の事業所をいう。

○呉服店；和服小売業

566 均一価格店

5661 均一価格店

均一価格店等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として食器や文具等の家庭用品を取り扱い、加工食品等も含めた各種最寄り品を均一価格を基本に小売する業態の事業所をいう。

569 その他の各種商品小売業

5699 その他の各種商品小売業

主として他に分類されない衣食住にわたる各種商品を小売する事業所
(従業者が常時 50 人未満)をいう。

中分類 58－飲食料品小売業

総 説

この中分類には、主として飲食料品を小売する事業所が分類される。

ただし、客の注文によって調理をし提供（持ち帰り又は配達）する事業所、仕出屋、ケータリングサービスなどの飲食サービスを提供する事業所は大分類M－宿泊業、飲食サービス業（中分類 77－持ち帰り・配達飲食サービス業）に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

580 管理、補助的経済活動を行う事業所（58 飲食料品小売業）

5800 主として管理事務を行う本社等

主として飲食料品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

5808 自家用倉庫

飲食料品小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。

5809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として飲食料品小売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○自家用車庫

581 各種食料品小売業

5811 食料品スーパーマーケット

食料品スーパーマーケット等と称され、各種食料品を扱う設備を備え、主として生鮮食料品（青果、鮮魚、精肉）を対象に、その加工設備を有

する場合も含め、セルフサービス方式により小売する業態の事業所をいう。

- 5819 その他の各種食料品小売業
主として他に分類できない各種食料品を小売する事業所をいう。
○各種食料品店；食料雑貨店

582 野菜・果実小売業

- 5821 野菜小売業
主として野菜を小売する事業所をいう。
○八百屋

- 5822 果実小売業
主として果実を小売する事業所をいう。
○果物屋
×果実缶詰小売業 [5899]

583 食肉小売業

- 5831 食肉小売業（卵、鳥肉を除く）
主として食肉及び肉製品を小売する事業所をいう。
主として鳥肉を小売する事業所は細分類 5832 に分類される。
○肉屋；獣肉小売業；塩蔵肉小売業；冷凍肉小売業；肉製品小売業；魚肉ハム・ソーセージ小売業
×鳥肉小売業 [5832]

- 5832 卵・鳥肉小売業
主として卵及び鳥肉を小売する事業所をいう。

584 鮮魚小売業

- 5841 鮮魚小売業
主として各種鮮魚及び貝類を小売する事業所をいう。
○魚屋；貝類小売業；かき小売業；川魚小売業；冷凍魚小売業；海藻小売業（生のもの）
×観賞用鯉小売業 [6095]

585 酒小売業

5851 酒 小 売 業

主として酒を小売する事業所をいう。

○酒屋

×調味料小売業（塩、味そ、しょう油、食酢、ソース、砂糖、食用油脂、香辛料、七味とうがらしなど）[5899]

586 菓子・パン小売業

5861 菓 子 小 売 業（製造小売）

主として各種の菓子類、あめ類を製造してその場所で小売する事業所をいう。

主としてパン類を製造して小売する事業所は細分類 5863 に分類される。

○洋菓子小売業（製造小売）；和菓子小売業（製造小売）；干菓子小売業（製造小売）；だ菓子小売業（製造小売）；せんべい小売業（製造小売）；あめ小売業（製造小売）；ケーキ小売業（製造小売）；まんじゅう小売業（製造小売）；もち小売業（製造小売）；焼いも屋；甘ぐり小売業；アイスクリーム・アイスキャンデー小売業（製造小売）；ドーナッツ小売業（製造小売）

5862 菓 子 小 売 業（製造小売でないもの）

主として各種の菓子類、あめ類を小売する事業所（製造小売を除く）をいう。

主としてパン類を小売する事業所は細分類 5863 又は 5864 に分類される。

○洋菓子小売業（製造小売でないもの）；和菓子小売業（製造小売でないもの）；干菓子小売業（製造小売でないもの）；だ菓子小売業（製造小売でないもの）；せんべい小売業（製造小売でないもの）；あめ小売業（製造小売でないもの）；ケーキ小売業（製造小売でないもの）；まんじゅう小売業（製造小売でないもの）；もち小売業（製造小売でないもの）；アイスクリーム・アイスキャンデー小売業（製造小売でないもの）；ドーナッツ小売業（製造小売でないもの）

5863 パ ン 小 売 業（製造小売）

主として食パン、コッペパン、菓子パンなど各種のパン類を製造してその場所で小売する事業所をいう。

×調理パン小売業（サンドイッチ、ハンバーガーなど）[5894]；ハンバーガー店[7691]

5864 パ ン 小 売 業（製造小売でないもの）

主として食パン、コッペパン、菓子パンなど各種のパン類を小売する

事業所（製造小売を除く）をいう。

×調理パン小売業（サンドイッチ、ハンバーガーなど）[5894]

589

その他の飲食料品小売業

5891 牛乳小売業

主として牛乳を小売する事業所をいう。

○牛乳スタンド

×乳酸菌飲料小売業 [5892]；乳製品小売業（ヨーグルト、バター、チーズなど）[5899]；アイスクリーム小売業 [5861、5862]

5892 飲料小売業（別掲を除く）

主として酒類及び牛乳以外の各種の飲料を小売する事業所をいう。

○清涼飲料小売業；果汁飲料小売業；ミネラルウォーター小売業；乳酸菌飲料小売業；茶類飲料小売業

×牛乳小売業 [5891]；牛乳スタンド [5891]；乳製品小売業（ヨーグルト、バター、チーズなど）[5899]；アイスクリーム小売業 [5861、5862]；茶小売業 [5893]；酒屋 [5851]

5893 茶類小売業

主として各種の茶（緑茶、紅茶など）及び類似品（ココア、コーヒーなど）を小売する事業所をいう。

○こぶ茶小売業；コーヒー小売業；ココア小売業；豆茶小売業；麦茶小売業；紅茶小売業

×清涼飲料小売業 [5892]；茶類飲料小売業 [5892]

5894 料理品小売業

主として各種の料理品（折詰料理、そう菜など）を小売する事業所をいう。

ただし、客の注文によって調理をし提供（持ち帰り又は配達）する事業所は、大分類M－宿泊業、飲食サービス業（中分類77－持ち帰り・配達飲食サービス業）に分類される。

○そう（惣）菜屋；折詰小売業；揚物小売業；駅弁売店；調理パン小売業（サンドイッチ、ハンバーガーなど他から仕入れたもの又は作り置きのもの）；おにぎり小売業；すし小売業（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）；煮豆小売業；ハンバーガー店（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）；持ち帰り弁当屋（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）；ピザ小売業（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）
×飲食店 [76]；すし店（客の注文によって調理するもの）[7641]；ハンバーガー店

(客の注文によって調理するもの) [7691]; 持ち帰り弁当屋 (客の注文によって調理するもの) [7711]; ピザ小売業 (客の注文によって調理するもの) [77]; 仕出し料理・弁当屋 [7721]; ケータリングサービス [7721]; 給食センター [7731]

5895 米穀類小売業

主として米麦、雑穀及び豆類を小売する事業所をいう。

○米麦小売業; 雑穀小売業; 豆類小売業

5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業

主として豆腐、こんにゃく、納豆、漬物、かまぼこ、ちくわなどの加工食品を小売する事業所をいう。

○豆腐小売業; こんにゃく小売業; 納豆小売業; つくだ煮小売業; 漬物小売業; たい味そ小売業; ちくわ小売業; おでん材料小売業

×煮豆小売業 [5894]; こうや (高野) 豆腐小売業 [5894]

5897 乾物小売業

主として水産物及び農産物の乾物を小売する事業所をいう。

○乾物屋; 干魚小売業; 干びょう小売業; ふ (麩) 小売業; 乾燥野菜小売業; 乾燥果実小売業; こうや (高野) 豆腐小売業; 干しのり小売業; くん製品小売業; 海藻小売業 (乾燥したもの)

5899 他に分類されない飲食料品小売業

主として他に分類されない飲食料品を小売する事業所をいう。

○氷小売業; 乾めん類小売業; インスタントラーメン小売業; 缶詰小売業; 乳製品小売業 (ヨーグルト、バター、チーズなど); 調味料小売業 (塩、味そ、しょう油、食酢、ソース、砂糖、食用油脂、香辛料、七味とうがらしなど)

第14回改定(令和6年4月1日～)	第13回改定(～令和6年3月31日)
<p style="text-align: center;">大分類 I-卸売業、小売業 総 説</p> <p>この大分類には、原則として、有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。なお、販売業務に附随して行う軽度の加工(簡易包装、洗浄、選別等)、取付修理は本分類に含まれる。</p> <p>卸売業</p> <p>1. 卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。</p> <p>(1) 小売業又は他の卸売業に商品を販売するもの。</p> <p>(2) 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの。</p> <p>(3) 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)など〕を販売するもの。</p> <p>(4) 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所(主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く)</p> <p>(5) 他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売買のあっせんをするもの。</p> <p>2. 事業所の業態による分類</p> <p>本分類に含まれる事業所の主な業態は次のとおりである。</p> <p>(1) 卸売業(卸売商、産業用大口配給業、卸売を主とする商事会社、買継商、仲買人、農産物集荷業、製造業の会社の販売事務所、貿易商など)</p> <p>(2) 製造問屋(自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で卸売するもの)</p> <p>(3) 代理商、仲立業(エイジェント、ブローカー、コミッションマーチャント)</p> <p>卸売業は、主として商品の仕入販売などの業務を行う事業所であるが、細分類5598に掲げる代理商、仲立業は主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行うものである。このような事業所は商品の所有権を持たず、また、価格の設定、商品の保管、輸送などの業務を一般に行わないものである。</p> <p>3. 業務の種類による分類</p> <p>卸売業(5598-代理商、仲立業を除く)は、販売される主要商品によって業種別に分類される。</p> <p>(注) 製造小売(小売業2.(2)参照)に対して製造卸という言葉が一般に使用されているが、これは製造業者の卸売をいうのであるから、ここでいう仕入卸とは厳格に区分されなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">大分類 I-卸売業、小売業 総 説</p> <p>この大分類には、原則として、有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。なお、販売業務に附随して行う軽度の加工(簡易包装、洗浄、選別等)、取付修理は本分類に含まれる。</p> <p>卸売業</p> <p>1. 卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。</p> <p>(1) 小売業又は他の卸売業に商品を販売するもの。</p> <p>(2) 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの。</p> <p>(3) 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)など〕を販売するもの。</p> <p>(4) 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所(主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く)</p> <p>(5) 他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売買のあっせんをするもの。</p> <p>2. 事業所の業態による分類</p> <p>本分類に含まれる事業所の主な業態は次のとおりである。</p> <p>(1) 卸売業(卸売商、産業用大口配給業、卸売を主とする商事会社、買継商、仲買人、農産物集荷業、製造業の会社の販売事務所、貿易商など)</p> <p>(2) 製造問屋(自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で卸売するもの)</p> <p>(3) 代理商、仲立業(エイジェント、ブローカー、コミッションマーチャント)</p> <p>卸売業は、主として商品の仕入販売などの業務を行う事業所であるが、細分類5598に掲げる代理商、仲立業は主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行うものである。このような事業所は商品の所有権を持たず、また、価格の設定、商品の保管、輸送などの業務を一般に行わないものである。</p> <p>3. 業務の種類による分類</p> <p>卸売業(5598-代理商、仲立業を除く)は、販売される主要商品によって業種別に分類される。</p> <p>(注) 製造小売(小売業2.(2)参照)に対して製造卸という言葉が一般に使用されているが、これは製造業者の卸売をいうのであるから、ここでいう仕入卸とは厳格に区分されなければならない。</p>

分類項目の新旧対照表 (I-卸売業、小売業)

第14回改定(令和6年4月1日～)	第13回改定(～令和6年3月31日)
<p>小売業</p> <p>1. 小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。</p> <p>(1) 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの</p> <p>(2) 建設業、農林水産業(法人組織)、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するもの</p> <p>また、小売業は、衣食住に関わる幅広い分野の商品を取り扱い、それぞれの業態(特徴的な販売形態)により分類される事業所(いわゆる非専門店であり、例えば、百貨店、コンビニエンスストア、ドラッグストア等と称される。)、また、取り扱っている主な商品により分類される事業所(いわゆる専門店であり、業種としても区分される。)に大別できる。</p> <p>2. 次に掲げるものは小売業として分類されるので注意しなければならない。</p> <p>(1) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所は大分類I-卸売業、小売業に分類される。</p> <p>なお、修理を専業としている事業所は大分類R-サービス業(他に分類されないもの)[89、90]に分類される。修理のために部分品などを取替えても販売とはみなさない。</p> <p>(2) 製造小売業</p> <p>製造した商品をもその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業(菓子屋、パン屋などにこの例が多い)は製造業とせず、小売業に分類される。なお、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、大分類E-製造業に分類される。</p> <p>(3) ガソリンスタンドは小売業に分類される。</p> <p>(4) 行商、旅商、露天商など</p> <p>これらは一定の事業所を持たないもの、また、恒久的な事業所を持たないものが多いが、その業務の性格上小売業に分類される。</p> <p>(5) 官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に係るものはその事業所に含めるが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として小売業に分類される。</p> <p>(6) 売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をすると否とにかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために小売業(個人を含む)の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所は、細分類6099に分類される。</p>	<p>小売業</p> <p>1. 小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。</p> <p>(1) 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの</p> <p>(2) 建設業、農林水産業(法人組織)、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するもの</p> <p>小売業は普通その取り扱う主要商品によって分類される場合と、洋品雑貨店、小間物店、荒物店などのように通常の呼称によって分類される場合とがある。</p> <p>2. 次に掲げるものは小売業として分類されるので注意しなければならない。</p> <p>(1) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所は大分類I-卸売業、小売業に分類される。</p> <p>なお、修理を専業としている事業所は大分類R-サービス業(他に分類されないもの)[89、90]に分類される。修理のために部分品などを取替えても販売とはみなさない。</p> <p>(2) 製造小売業</p> <p>製造した商品をもその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業(菓子屋、パン屋などにこの例が多い)は製造業とせず、小売業に分類される。なお、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、大分類E-製造業に分類される。</p> <p>(3) ガソリンスタンドは小売業に分類される。</p> <p>(4) 行商、旅商、露天商など</p> <p>これらは一定の事業所を持たないもの、また、恒久的な事業所を持たないものが多いが、その業務の性格上小売業に分類される。</p> <p>(5) 官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に係るものはその事業所に含めるが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として小売業に分類される。</p>

分類項目の新旧対照表 (I-卸売業、小売業)

第14回改定(令和6年4月1日～)	第13回改定(～令和6年3月31日)																														
<p>中分類56－各種商品小売業 総説</p>	<p>中分類56－各種商品小売業 総説</p>																														
<p>この中分類には、衣食住に関わる各種商品を小売する事業所が分類される。 この事業所は、幅広い分野の商品を取り扱い、それぞれの業態(特徴的な販売形態)により小売するものであり、具体的には、百貨店、総合スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、均一価格店などと称される。</p>	<p>この中分類には、衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所が分類される。 この事業所は、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないものであって、百貨店、デパートメントストアなどと呼ばれるものにその例が多い。</p>																														
<table border="0"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 678 241 735">小分類 番号</th> <th data-bbox="255 678 338 735">細分類 番号</th> <th data-bbox="353 735 974 762"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 735 241 762">560</td> <td data-bbox="255 735 338 762"></td> <td data-bbox="353 735 974 762">管理、補助的経済活動を行う事業所(56各種商品小売業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 794 241 821"></td> <td data-bbox="255 794 338 821">5600</td> <td data-bbox="353 794 1104 1034"> 主として管理事務を行う本社等 主として各種商品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1098 241 1125"></td> <td data-bbox="255 1098 338 1125">5608</td> <td data-bbox="353 1098 1104 1182"> 自家用倉庫 各種商品小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1246 241 1273"></td> <td data-bbox="255 1246 338 1273">5609</td> <td data-bbox="353 1246 1104 1390"> その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として各種商品小売業における活動を促進するため、同一企業のお他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。 ○自家用車庫；自家用修理工場 </td> </tr> </tbody> </table>	小分類 番号	細分類 番号		560		管理、補助的経済活動を行う事業所(56各種商品小売業)		5600	主として管理事務を行う本社等 主として各種商品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所		5608	自家用倉庫 各種商品小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。		5609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として各種商品小売業における活動を促進するため、同一企業のお他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。 ○自家用車庫；自家用修理工場	<table border="0"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 678 1256 735">小分類 番号</th> <th data-bbox="1270 678 1352 735">細分類 番号</th> <th data-bbox="1368 735 1989 762"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 735 1256 762">560</td> <td data-bbox="1270 735 1352 762"></td> <td data-bbox="1368 735 1989 762">管理、補助的経済活動を行う事業所(56各種商品小売業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 794 1256 821"></td> <td data-bbox="1270 794 1352 821">5600</td> <td data-bbox="1368 794 2114 1034"> 主として管理事務を行う本社等 主として各種商品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1098 1256 1125"></td> <td data-bbox="1270 1098 1352 1125">5608</td> <td data-bbox="1368 1098 2114 1214"> 自家用倉庫 各種商品小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。 ○自家用倉庫 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1246 1256 1273"></td> <td data-bbox="1270 1246 1352 1273">5609</td> <td data-bbox="1368 1246 2114 1390"> その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として各種商品小売業における活動を促進するため、同一企業のお他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。 ○自家用車庫；自家用修理工場 </td> </tr> </tbody> </table>	小分類 番号	細分類 番号		560		管理、補助的経済活動を行う事業所(56各種商品小売業)		5600	主として管理事務を行う本社等 主として各種商品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所		5608	自家用倉庫 各種商品小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。 ○自家用倉庫		5609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として各種商品小売業における活動を促進するため、同一企業のお他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。 ○自家用車庫；自家用修理工場
小分類 番号	細分類 番号																														
560		管理、補助的経済活動を行う事業所(56各種商品小売業)																													
	5600	主として管理事務を行う本社等 主として各種商品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所																													
	5608	自家用倉庫 各種商品小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。																													
	5609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として各種商品小売業における活動を促進するため、同一企業のお他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。 ○自家用車庫；自家用修理工場																													
小分類 番号	細分類 番号																														
560		管理、補助的経済活動を行う事業所(56各種商品小売業)																													
	5600	主として管理事務を行う本社等 主として各種商品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所																													
	5608	自家用倉庫 各種商品小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。 ○自家用倉庫																													
	5609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として各種商品小売業における活動を促進するため、同一企業のお他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。 ○自家用車庫；自家用修理工場																													

分類項目の新旧対照表 (I-卸売業、小売業)

第14回改定(令和6年4月1日～)		第13回改定(～令和6年3月31日)	
561	百貨店	561	百貨店, 総合スーパー
5611	百貨店 百貨店、デパートメントストア等と称され、衣食住にわたる各種商品を扱う設備と応接要員を備え、他主体による各種専門店を配置しつつ、階別に異なる主要商品の展示を基本に、主として衣料、宝飾品、インテリア用品などの高単価商品を小売する業態の事業所(従業者が常時50人以上)をいう。	5611	百貨店, 総合スーパー 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のものをいう。 ただし、従業者が常時50人以上であっても衣、食、住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。 ○百貨店・デパートメントストア(従業者が常時50人以上のもの); 総合スーパー(従業者が常時50人以上のもの)
562	総合スーパーマーケット		(新設)
5621	総合スーパーマーケット 総合スーパーマーケット等と称され、衣食住にわたる各種商品を扱う設備を備え、他主体による専門店を配置する場合も含め、主として衣料、食料品、生活雑貨などの最寄り品をセルフサービス方式により総合的に小売する業態の事業所(従業者が常時50人以上)をいう。		
563	コンビニエンスストア		(新設)
5631	コンビニエンスストア コンビニエンスストア等と称され、各種最寄り品を扱う設備を備え、各種代金の支払等のサービスを提供し、主として飲食料品を小売する業態の事業所をいう。		
564	ドラッグストア		(新設)
5641	ドラッグストア ドラッグストア等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として医薬品や化粧品を取り扱い、家庭用品や加工食品などの各種最寄り品も小売する業態の事業所をいう。 × 薬局[6032]		

分類項目の新旧対照表 (I-卸売業、小売業)

第14回改定(令和6年4月1日～)	第13回改定(～令和6年3月31日)
<p>565 ホームセンター</p> <p>5651 ホームセンター ホームセンター等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として各種工具、建築材料、園芸用品、収納用品、電機器具などの住関連商品を取り扱い、家庭用品や飲食料品も小売する業態の事業所をいう。 ×均一価格店[5661];ディスカウントショップ(販売する商品によって分類される)[5651を除く56～60];ドラッグストア[5641];コンビニエンスストア[5631]</p>	<p>(新設)</p>
<p>566</p> <p>5661 均一価格店 均一価格店等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として食器や文具等の家庭用品を取り扱い、加工食品等も含めた各種最寄り品を均一価格を基本に小売する業態の事業所をいう。</p>	<p>(新設)</p>
<p>569 その他の各種商品小売業</p> <p>5699 その他の各種商品小売業 主として他に分類されない衣食住にわたる各種商品を小売する事業所(従業者が常時50人未満)をいう。</p>	<p>569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)</p> <p>5699 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの) 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人未満のものをいう。 ただし、従業者が常時50人未満であっても衣、食、住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。 ○百貨店・デパートメントストア(従業者が常時50人未満のもの);ミニスーパー(衣、食、住にわたって小売するもの);よろず屋(衣、食、住にわたって小売するもの)</p>

分類項目の新旧対照表 (I-卸売業、小売業)

第14回改定(令和6年4月1日～)	第13回改定(～令和6年3月31日)																								
<p style="text-align: center;">中分類58－飲食料品小売業 総説</p> <p>この中分類には、主として飲食料品を小売する事業所が分類される。 ただし、客の注文によって調理をし提供(持ち帰り又は配達)する事業所、仕出屋、ケータリングサービスなどの飲食サービスを提供する事業所は大分類M－宿泊業、飲食サービス業(中分類77－持ち帰り・配達飲食サービス業)に分類される。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">小分類 番号</th> <th style="text-align: left;">細分類 番号</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>580</td> <td></td> <td>管理、補助的経済活動を行う事業所(58飲食料品小売業)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5800</td> <td>主として管理事務を行う本社等 主として飲食料品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5808</td> <td>自家用倉庫 飲食料品小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。 ○自家用倉庫</td> </tr> </tbody> </table>	小分類 番号	細分類 番号		580		管理、補助的経済活動を行う事業所(58飲食料品小売業)		5800	主として管理事務を行う本社等 主として飲食料品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所		5808	自家用倉庫 飲食料品小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。 ○自家用倉庫	<p style="text-align: center;">中分類58－飲食料品小売業 総説</p> <p>この中分類には、主として飲食料品を小売する事業所が分類される。 ただし、客の注文によって調理をし提供(持ち帰り又は配達)する事業所、仕出屋、ケータリングサービスなどの飲食サービスを提供する事業所は大分類M－宿泊業、飲食サービス業(中分類77－持ち帰り・配達飲食サービス業)に分類される。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">小分類 番号</th> <th style="text-align: left;">細分類 番号</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>580</td> <td></td> <td>管理、補助的経済活動を行う事業所(58飲食料品小売業)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5800</td> <td>主として管理事務を行う本社等 主として飲食料品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5808</td> <td>自家用倉庫 飲食料品小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。 ○自家用倉庫</td> </tr> </tbody> </table>	小分類 番号	細分類 番号		580		管理、補助的経済活動を行う事業所(58飲食料品小売業)		5800	主として管理事務を行う本社等 主として飲食料品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所		5808	自家用倉庫 飲食料品小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。 ○自家用倉庫
小分類 番号	細分類 番号																								
580		管理、補助的経済活動を行う事業所(58飲食料品小売業)																							
	5800	主として管理事務を行う本社等 主として飲食料品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所																							
	5808	自家用倉庫 飲食料品小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。 ○自家用倉庫																							
小分類 番号	細分類 番号																								
580		管理、補助的経済活動を行う事業所(58飲食料品小売業)																							
	5800	主として管理事務を行う本社等 主として飲食料品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所																							
	5808	自家用倉庫 飲食料品小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。 ○自家用倉庫																							

分類項目の新旧対照表 (I-卸売業、小売業)

第14回改定(令和6年4月1日～)		第13回改定(～令和6年3月31日)	
5809	<p>その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として飲食料品小売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。 ○自家用車庫</p>	5809	<p>その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として飲食料品小売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。 ○自家用車庫</p>
581	<p>各種食料品小売業</p>	581	<p>各種食料品小売業</p>
5811	<p><u>食料品スーパーマーケット</u> <u>食料品スーパーマーケット等と称され、各種食料品を扱う設備を備え、主として生鮮食料品(青果、鮮魚、精肉)を対象に、その加工設備を有する場合も含め、セルフサービス方式により小売する業態の事業所をいう。</u></p>	5811	<p><u>各種食料品小売業</u> <u>主として各種食料品を一括して一事業所で小売する事業所をいう。</u> <u>○各種食料品店;食料雑貨店</u></p>
5819	<p><u>その他の各種食料品小売業</u> <u>主として他に分類できない各種食料品を小売する事業所をいう。</u> <u>○各種食料品店;食料雑貨店</u></p>		<p>(新設)</p>
582	<p>野菜・果実小売業</p>	582	<p>野菜・果実小売業</p>
5821	<p>野菜小売業 主として野菜を小売する事業所をいう。 ○八百屋</p>	5821	<p>野菜小売業 主として野菜を小売する事業所をいう。 ○野菜小売業;八百屋</p>
5822	<p>果実小売業 主として果実を小売する事業所をいう。 ○果物屋 × 果実缶詰小売業[5899]</p>	5822	<p>果実小売業 主として果実を小売する事業所をいう。 ○果実小売業;果物屋 × 果実缶詰小売業[5899]</p>

分類項目の新旧対照表 (I-卸売業、小売業)

第14回改定(令和6年4月1日～)		第13回改定(～令和6年3月31日)	
583	食肉小売業	583	食肉小売業
5831	食肉小売業(卵、鳥肉を除く) 主として食肉及び肉製品を小売する事業所をいう。 主として鳥肉を小売する事業所は細分類5832に分類される。 ○肉屋; 獣肉小売業; 塩蔵肉小売業; 冷凍肉小売業; 肉製品小売業; 魚肉ハム・ソーセージ小売業 × 鳥肉小売業[5832]	5831	食肉小売業(卵、鳥肉を除く) 主として食肉及び肉製品を小売する事業所をいう。 主として鳥肉を小売する事業所は細分類5832に分類される。 ○肉屋; 獣肉小売業; 塩蔵肉小売業; 冷凍肉小売業; 肉製品小売業; 魚肉ハム・ソーセージ小売業 × 鳥肉小売業[5832]
5832	卵・鳥肉小売業 主として卵及び鳥肉を小売する事業所をいう。	5832	卵・鳥肉小売業 主として卵及び鳥肉を小売する事業所をいう。 <u>○卵小売業; 鳥肉小売業</u>
584	鮮魚小売業	584	鮮魚小売業
5841	鮮魚小売業 主として各種鮮魚及び貝類を小売する事業所をいう。 ○魚屋; 貝類小売業; かき小売業; 川魚小売業; 冷凍魚小売業; 海藻小売業(生のもの) × 観賞用鯉小売業[6095]	5841	鮮魚小売業 主として各種鮮魚及び貝類を小売する事業所をいう。 ○魚屋; 鮮魚小売業 ; 貝類小売業; かき小売業; 川魚小売業; 冷凍魚小売業; 海藻小売業(生のもの) × 観賞用鯉小売業[6096]
585	酒小売業	585	酒小売業
5851	酒小売業 主として酒を小売する事業所をいう。 ○酒屋 × 調味料小売業(塩、味そ、しょう油、食酢、ソース、砂糖、食用油脂、香辛料、七味とうがらしなど)[5899]	5851	酒小売業 主として酒を小売する事業所をいう。 ○酒屋 × 調味料小売業(塩、味そ、しょう油、食酢、ソース、砂糖、食用油脂、香辛料、七味とうがらしなど)[5899]
586	菓子・パン小売業	586	菓子・パン小売業

分類項目の新旧対照表 (I-卸売業、小売業)

第14回改定(令和6年4月1日～)	第13回改定(～令和6年3月31日)
<p>5861 菓子小売業(製造小売) 主として各種の菓子類, あめ類を製造してその場所で小売する事業所をいう。 主としてパン類を製造して小売する事業所は細分類5863に分類される。 ○洋菓子小売業(製造小売);和菓子小売業(製造小売);干菓子小売業(製造小売);だ菓子小売業(製造小売);せんべい小売業(製造小売);あめ小売業(製造小売);ケーキ小売業(製造小売);まんじゅう小売業(製造小売);もち小売業(製造小売);焼いも屋;甘ぐり小売業;アイスクリーム・アイスキャンデー小売業(製造小売);ドーナツ小売業(製造小売)</p>	<p>5861 菓子小売業(製造小売) 主として各種の菓子類, あめ類を製造してその場所で小売する事業所をいう。 主としてパン類を製造して小売する事業所は細分類5863に分類される。 ○洋菓子小売業(製造小売);和菓子小売業(製造小売);干菓子小売業(製造小売);だ菓子小売業(製造小売);せんべい小売業(製造小売);あめ小売業(製造小売);ケーキ小売業(製造小売);まんじゅう小売業(製造小売);もち小売業(製造小売);焼いも屋;甘ぐり小売業;アイスクリーム・アイスキャンデー小売業(製造小売);ドーナツ小売業(製造小売)</p>
<p>5862 菓子小売業(製造小売でないもの) 主として各種の菓子類, あめ類を小売する事業所(製造小売を除く)をいう。 主としてパン類を小売する事業所は細分類5863又は5864に分類される。 ○洋菓子小売業(製造小売でないもの);和菓子小売業(製造小売でないもの);干菓子小売業(製造小売でないもの);だ菓子小売業(製造小売でないもの);せんべい小売業(製造小売でないもの);あめ小売業(製造小売でないもの);ケーキ小売業(製造小売でないもの);まんじゅう小売業(製造小売でないもの);もち小売業(製造小売でないもの);アイスクリーム・アイスキャンデー小売業(製造小売でないもの);ドーナツ小売業(製造小売でないもの)</p>	<p>5862 菓子小売業(製造小売でないもの) 主として各種の菓子類, あめ類を小売する事業所(製造小売を除く)をいう。 主としてパン類を小売する事業所は細分類5863又は5864に分類される。 ○洋菓子小売業(製造小売でないもの);和菓子小売業(製造小売でないもの);干菓子小売業(製造小売でないもの);だ菓子小売業(製造小売でないもの);せんべい小売業(製造小売でないもの);あめ小売業(製造小売でないもの);ケーキ小売業(製造小売でないもの);まんじゅう小売業(製造小売でないもの);もち小売業(製造小売でないもの);アイスクリーム・アイスキャンデー小売業(製造小売でないもの);ドーナツ小売業(製造小売でないもの)</p>
<p>5863 パン小売業(製造小売) 主として食パン、コッペパン、菓子パンなど各種のパン類を製造してその場所で小売する事業所をいう。 ×調理パン小売業(サンドイッチ、ハンバーガーなど)[5894];ハンバーガー店[7691]</p>	<p>5863 パン小売業(製造小売) 主として食パン、コッペパン、菓子パンなど各種のパン類を製造してその場所で小売する事業所をいう。 ○パン小売業(製造小売) ×調理パン小売業(サンドイッチ、ハンバーガーなど)[5895];ハンバーガー店[7691]</p>

分類項目の新旧対照表 (I-卸売業、小売業)

第14回改定(令和6年4月1日～)	第13回改定(～令和6年3月31日)
<p>5864 パン小売業(製造小売でないもの) 主として食パン、コッペパン、菓子パンなど各種のパン類を小売する事業所(製造小売を除く)をいう。 ×調理パン小売業(サンドイッチ、ハンバーガーなど)[5894]</p>	<p>5864 パン小売業(製造小売でないもの) 主として食パン、コッペパン、菓子パンなど各種のパン類を小売する事業所(製造小売を除く)をいう。 <u>○パン小売業(製造小売でないもの)</u> ×調理パン小売業(サンドイッチ、ハンバーガーなど)[5895]</p>
<p>589 その他の飲食料品小売業 (56へ移動)</p>	<p>589 その他の飲食料品小売業</p> <p><u>5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)</u> 主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する事業所で、店舗規模が小さく、終日又は長時間営業を行う事業所をいう。 <u>○コンビニエンスストア</u> ×ミニスーパー(衣・食・住にわたって小売するもの)[5699];よろず屋(衣・食・住にわたって小売するもの)[5699]</p>
<p><u>5891</u> 牛乳小売業 主として牛乳を小売する事業所をいう。 ○牛乳スタンド ×乳酸菌飲料小売業[5892];乳製品小売業(ヨーグルト、バター、チーズなど)[5899];アイスクリーム小売業[5861、5862]</p>	<p><u>5892</u> 牛乳小売業 主として牛乳を小売する事業所をいう。 ○牛乳小売業;牛乳スタンド ×乳酸菌飲料小売業[5893];乳製品小売業(ヨーグルト、バター、チーズなど)[5899];アイスクリーム小売業[5861、5862]</p>
<p><u>5892</u> 飲料小売業(別掲を除く) 主として酒類及び牛乳以外の各種の飲料を小売する事業所をいう。 ○清涼飲料小売業;果汁飲料小売業;ミネラルウォーター小売業;乳酸菌飲料小売業;茶類飲料小売業 ×牛乳小売業[5891];牛乳スタンド[5891];乳製品小売業(ヨーグルト、バター、チーズなど)[5899];アイスクリーム小売業[5861、5862];茶小売業[5893];酒屋[5851]</p>	<p><u>5893</u> 飲料小売業(別掲を除く) 主として酒類及び牛乳以外の各種の飲料を小売する事業所をいう。 ○清涼飲料小売業;果汁飲料小売業;ミネラルウォーター小売業;乳酸菌飲料小売業;茶類飲料小売業 ×牛乳小売業[5892];牛乳スタンド[5892];乳製品小売業(ヨーグルト、バター、チーズなど)[5899];アイスクリーム小売業[5861、5862];茶小売業[5894];酒屋[5851]</p>

分類項目の新旧対照表 (I-卸売業、小売業)

第14回改定(令和6年4月1日～)	第13回改定(～令和6年3月31日)
<p>5893 茶類小売業 主として各種の茶(緑茶、紅茶など)及び類似品(ココア、コーヒーなど)を小売する事業所をいう。 ○こぶ茶小売業;コーヒー小売業;ココア小売業;豆茶小売業;麦茶小売業;紅茶小売業 ×清涼飲料小売業[5892];茶類飲料小売業[5892]</p>	<p>5894 茶類小売業 主として各種の茶(緑茶、紅茶など)及び類似品(ココア、コーヒーなど)を小売する事業所をいう。 ○茶小売業;こぶ茶小売業;コーヒー小売業;ココア小売業;豆茶小売業;麦茶小売業;紅茶小売業 ×清涼飲料小売業[5893];茶類飲料小売業[5893]</p>
<p>5894 料理品小売業 主として各種の料理品(折詰料理、そう菜など)を小売する事業所をいう。 ただし、客の注文によって調理をし提供(持ち帰り又は配達)する事業所は、大分類M-宿泊業、飲食サービス業(中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業)に分類される。 ○そう(惣)菜屋;折詰小売業;揚物小売業;駅弁売店;調理パン小売業(サンドイッチ、ハンバーガーなど他から仕入れたもの又は作り置きのもの);おにぎり小売業;すし小売業(他から仕入れたもの又は作り置きのもの);煮豆小売業;ハンバーガー店(他から仕入れたもの又は作り置きのもの);持ち帰り弁当屋(他から仕入れたもの又は作り置きのもの);ピザ小売業(他から仕入れたもの又は作り置きのもの) ×飲食店[76];すし店(客の注文によって調理するもの)[7641];ハンバーガー店(客の注文によって調理するもの)[7691];持ち帰り弁当屋(客の注文によって調理するもの)[7711];ピザ小売業(客の注文によって調理するもの)[77];仕出し料理・弁当屋[7721];ケータリングサービス[7721];給食センター[7731]</p>	<p>5895 料理品小売業 主として各種の料理品(折詰料理、そう菜など)を小売する事業所をいう。 ただし、客の注文によって調理をし提供(持ち帰り又は配達)する事業所は、大分類M-宿泊業、飲食サービス業(中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業)に分類される。 ○そう(惣)菜屋;折詰小売業;揚物小売業;駅弁売店;調理パン小売業(サンドイッチ、ハンバーガーなど他から仕入れたもの又は作り置きのもの);おにぎり小売業;すし小売業(他から仕入れたもの又は作り置きのもの);煮豆小売業;ハンバーガー店(他から仕入れたもの又は作り置きのもの);持ち帰り弁当屋(他から仕入れたもの又は作り置きのもの);ピザ小売業(他から仕入れたもの又は作り置きのもの) ×飲食店[76];すし店(客の注文によって調理するもの)[7641];ハンバーガー店(客の注文によって調理するもの)[7691];持ち帰り弁当屋(客の注文によって調理するもの)[7711];ピザ小売業(客の注文によって調理するもの)[77];仕出し料理・弁当屋[7721];ケータリングサービス[7721];給食センター[7721]</p>
<p>5895 米穀類小売業 主として米麦、雑穀及び豆類を小売する事業所をいう。 ○米麦小売業;雑穀小売業;豆類小売業</p>	<p>5896 米穀類小売業 主として米麦、雑穀及び豆類を小売する事業所をいう。 ○米麦小売業;雑穀小売業;豆類小売業</p>

分類項目の新旧対照表 (I-卸売業、小売業)

第14回改定(令和6年4月1日～)	第13回改定(～令和6年3月31日)
<p>5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業 主として豆腐、こんにゃく、納豆、漬物、かまぼこ、ちくわなどの加工食品を小売する事業所をいう。 ○こんにゃく小売業;納豆小売業;つくだ煮小売業;漬物小売業;たい味そ小売業;ちくわ小売業;おでん材料小売業 ×煮豆小売業[5894];こうや(高野)豆腐小売業[5897]</p>	<p>5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業 主として豆腐、こんにゃく、納豆、漬物、かまぼこ、ちくわなどの加工食品を小売する事業所をいう。 ○豆腐小売業;こんにゃく小売業;納豆小売業;つくだ煮小売業;漬物小売業;たい味そ小売業;ちくわ小売業;おでん材料小売業 ×煮豆小売業[5895];こうや(高野)豆腐小売業[5898]</p>
<p>5897 乾物小売業 主として水産物及び農産物の乾物を小売する事業所をいう。 ○乾物屋;干魚小売業;干びょう小売業;ふ(麩)小売業;乾燥野菜小売業;乾燥果実小売業;こうや(高野)豆腐小売業;干しのり小売業;くん製品小売業;海藻小売業(乾燥したもの)</p>	<p>5898 乾物小売業 主として水産物及び農産物の乾物を小売する事業所をいう。 ○乾物屋;干魚小売業;干びょう小売業;ふ(麩)小売業;乾燥野菜小売業;乾燥果実小売業;こうや(高野)豆腐小売業;干しのり小売業;くん製品小売業;海藻小売業(乾燥したもの)</p>
<p>5899 他に分類されない飲食料品小売業 主として他に分類されない飲食料品を小売する事業所をいう。 ○氷小売業;乾めん類小売業;インスタントラーメン小売業;缶詰小売業;乳製品小売業(ヨーグルト、バター、チーズなど);調味料小売業(塩、味そ、しょう油、食酢、ソース、砂糖、食用油脂、香辛料、七味とうがらしなど)</p>	<p>5899 他に分類されない飲食料品小売業 主として他に分類されない飲食料品を小売する事業所をいう。 ○氷小売業;乾めん類小売業;インスタントラーメン小売業;缶詰小売業;乳製品小売業(ヨーグルト、バター、チーズなど);調味料小売業(塩、味そ、しょう油、食酢、ソース、砂糖、食用油脂、香辛料、七味とうがらしなど)</p>

改定案とりまとめに当たっての見直しについて (内容例示等の見直し指針等)

I 内容例示等の見直し

産業分類検討チームによる改定案をとりまとめるに当たり、現行の日本標準産業分類の各細分類に記載のある内容例示について、以下の見直しを行った。

1 全般的な例示

公務以外の例示は、以下の指針により見直しを行う。

- ・ 分類項目名または説明文と内容例示が同一のもの
項目名または説明文と、内容例示に重複した記述がある場合には、情報の有用性が低いと考えられるため、内容例示を削除する。 **指針①**
- ・ 製造業の説明文中における「主な製品」等の一部削除
大分類E—製造業の産業細分類の説明書きにある「主な製品」に関する記述に関し、当該部分の例示的な記載を○例示へ追記した上で削除する。 **指針②**

※1 細分類 1622、2664
→ 「主な製品は…である。」の記述は、主な製品に関して区分されて説明していることから、現行の記載ぶりの方がまとまっていてわかりやすいため、「主な製品は…である。」の記載ぶりを生かすとともに、よりわかりやすく箇条書きにした上で説明文と○例示が重複するものに関しては○例示を削除した。

※2 細分類 1629、1632、1634、1635、1639、2141、2432、2439、2481、2842、3253
→ 「主な製品は…である。」の記述を削除することによりかえって該当する分類がわかりにくくなることから、説明文は元のまま、説明文と○例示が重複するものに関しては○例示を削除した。
- ・ 表記上の修正
現行の説明文または例示の記載については、法令に合わせた記述、組織の統廃合に伴う名称変更、ジェンダー・フリーの記述、その他適切な記載へ修正を行うこととする。
指針③
- ・ 産業規模が大幅に縮小したもの
社会の変化や技術の進歩に伴い、産業規模が大幅に縮小するなど、当該産業の例示としては適さないと思料されるものを削除する。 **指針④**
- ・ 産業分類検討チームにて了承された改定案の他分類への反映
その他、これまでの産業分類検討チームにて了承された改定素案に関して、他の分類等の内容例示等への修正部分も反映する。 **指針⑤**

2 国家公務の例示

大分類S「公務」における国の各機関は、法律等に規定され、地方支分部局等の名称が明確であるため、分類上の紛れがあまりない。このため、○例示は、各省設置法などに位置付けられる機関を中心に記載する。ただし、過去の改定経緯等も踏まえ、必要に応じて政令等を根拠とする機関も記載することがある。

【立法機関】

- ・ 立法機関としては、国会の傘下機関である衆議院、参議院、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会を記載する。

【司法機関】

- ・ 司法機関としては、最高裁と下級裁判所、検察審査会を記載する。
なお、検察審査会は、(国組法3条機関ではないが、) 検察庁と紛らわしいので記載する。

【行政機関】

- ・ 行政機関としては、国家行政組織法第3条に位置付けられている国の行政機関(省、委員会、庁)は、行政機関としての独立性が高いので記載する。
- ・ □□委員会事務局の「事務局」は、行政機関としての委員会等に付随し、その庶務を担う組織であり、中心主体は行政機関としての委員会等であるため、「事務局」は記載しない。

指針⑥

- ・ 原則として、各省設置法などの法律の定めにより設置される「施設等機関」、「地方支分部局」、「外局」、「特別の機関」を設置法の記載順に記載する。また、「特別の機関」については、令和5年1月1日時点において、その本部が設置主体とは場所的に離れている場合に記載する。

指針⑦

- ・ 審議会等は、行政機関の長の諮問に依りて特別の事項を調査審議するものであるため、記載しない。

指針⑧

- ・ ×例示は、Sに分類されないことを明確にするため、基本的に現行の例示を残すこととするが、一部の例示については各法令の記載に沿った表記に修正する。
- ・ 同じ地方支分部局であっても、機能の違いのため、機関によって分類番号が異なる場合にはそれぞれの例示を記載する。

指針⑨

3 地方公務の例示

【都道府県の機関、市町村の機関】

- ・ ○例示は、原則として、地方自治法などの法律の定めにより設置される機関を記載する。
- ・ ×例示は、公営事業所であるが他産業に分類される事業所のうち、他産業に分類されるかどうかの判断が難しい(誤りやすい)事例について記載する。また、大分類S(公務)の総説の「公務と他産業との関係」において箇条書きされた各項目に該当する産業を考慮して、現行の×例示を見直した。さらに、類似した×例示は割愛した。

Ⅱ 日本標準産業分類で使用する読点について

日本標準産業分類では、従来、読点として「,」(コンマ)を用いてきたが、今般、文化審議会によって示された「公用文作成の考え方(建議)」(令和4年1月7日文化審議会)において、「読点には『、』(テン)を用いることを原則とする。」とされたことから、改定案の読点を「,」から「、」に修正した。